【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年５月29日
【会社名】	株式会社グローベルス
【英訳名】	GRO-BELS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　カーティス・フリーズ
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番８号
【電話番号】	03－3470－8411（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　田端 正人
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番８号
【電話番号】	03－3470－8411（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　田端 正人
【縦覧に供する場所】	株式会社グローベルス横浜支店 （神奈川県横浜市西区平沼一丁目３番13号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は平成25年５月29日開催の取締役会において、当社を完全親会社、株式会社プロスペクト（以下「ＫＫＰ」といいます。）を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）を実施することを決議し、同日付で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しましたので、金融商品取引法第24条の５第項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株式交換の相手についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業内容

商号	株式会社プロスペクト
本店の所在地	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番８号
代表者の氏名	代表取締役社長　依田 康
資本金の額	2,269百万円
純資産の額	1,545百万円（連結、平成25年３月31日現在）
総資産の額	1,832百万円（連結、平成25年３月31日現在）
事業の内容	不動産及び不動産信託受益権を対象とする運用及び投資顧問、ならびに日本株式を投資対象として運用及び証券投資顧問

② 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（連結）

	平成23年３月期	平成24年３月期	平成25年３月期
売上高	364百万円	242百万円	211百万円
営業利益又は営業損失（△）	△422百万円	△137百万円	△171百万円
経常利益又は経常損失（△）	△479百万円	△147百万円	△178百万円
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,390百万円	△154百万円	△179百万円

③ 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
Prospect Absolute Return (Japan) LLC	40.3%（53.7%）
SSF Ⅲ Asia Holding Partner, LP	11.5%（15.4%）
オリックス株式会社	7.7%（10.2%）
株式会社新生銀行	3.7%（ 4.9%）
Daniel Kerrigan	2.2%（ 3.0%）

（注） 括弧内の割合は、消却予定の自己株式を除いた数値になります。

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	本株式交換の検討を行うに当たりＫＫＰより提供された資料によれば、ＫＫＰの完全子会社であるProspect Asset Management,Inc（以下「ＰＡＭＩ」といいます。）が運用する複数のファンドにおいて、当社の発行済普通株式総数39.2%（議決権ベースで39.7%）に相当する26,288,000株を保有しております。なお、当社の代表取締役であるカーティス・フリーズはＰＡＭＩのチーフ・インベストメント・オフィサーを勤めております。
人的関係	当社の代表取締役カーティス・フリーズがＫＫＰの取締役（非常勤）を兼務しております。
取引関係	平成24年３月期に一部共同事業を行っておりました。現在は終了しております。

(2) 当該株式交換の目的

わが国経済は、リーマンショック以降の金融危機や東日本大震災の影響が漸次減少し、景気は持ち直しの傾向が見られるものの失業率は依然として高水準にあり、なお予断を許さない情勢であります。

また、当社のコア事業であるマンション分譲事業におけるマンション市場につきましては、昨今の金融緩和等が下支えとなり、回復基調が鮮明になってまいりました。しかしながら、雇用・所得環境は引き続き厳しい状況にあることなどから、未だ本格回復には至らず、依然として楽観できない事業環境が続いております。

このような事業環境における当社の喫緊の課題は、①来期以降の安定した商品準備高の確保、②景気下降局面においても収益を確保できる高収益・安定収益体質の確立、③資金調達力の強化・多様化を推進することであり、この課題に対応すべく当社は従前より当社既存事業とシナジーのある事業への進出・多角化の機会を模索して参りました。この多角化戦略の端緒として、平成24年11月30日、高性能木造・二世帯住宅に特化したハウス・ビルダーであります株式会社ササキハウスの全株式を取得して子会社化することにより不動産周辺事業における収益チャネルの多角化を実施いたしたところですが、本株式交換はこれに続く多角化戦略の一環となります。当社及びＫＫＰ（以下「両社」といいます。）は、平成23年３月より共同事業を展開、その中で互いのシナジーを認識し合い、本年４月より本株式交換の検討を開始、そして本日、本株式交換契約を締結することとなりました。

本株式交換の対象会社であるＫＫＰは、不動産私募ファンド業務及び上場株式・Ｊ－ＲＥＩＴ等を対象とするファンドの組成・運用・管理業務に従事しており、また、過去に子会社の資産運用会社を通じてＪ－ＲＥＩＴのプロスペクト・リート投資法人に関与していた経験から、不動産運用及び投資顧問、ならびに証券投資顧問における充分な実績及びノウハウを有しております。

本株式交換後、当社は、引き続きマンション分譲事業をコア事業とし、子会社である株式会社ササキハウスによる不動産販売事業（注文住宅）に、不動産及び有価証券の運用事業を加えて、当社の収益チャネルをさらに多角化することを目指します。そして、従来の個人向けマンション販売に加えて当社が建設したマンションの情報をＫＫＰが保有するネットワークに対しても積極的に提供を行って売却機会を増大させる等、当社の販売チャネルの多角化も企図しております。

また、本株式交換後、ＫＫＰは、東京証券取引所第２部上場企業である当社の信用力を背景とした資金調達力の強化、優良投資案件獲得機会の増加、といった効果を見込んでおります。

上記のとおり、当社は、収益チャネル及び販売チャネルの多角化による収益の安定、それに伴う資金調達力の強化を、ＫＫＰは、当社グループの一員となることに伴う資金調達力強化及び優良投資案件獲得機会の増加をそれぞれ図ることによって、当社グループ一体として財務体質、収益力を強化し、以て上記課題に対応して参る所存です。

(3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容

① 株式交換の方法

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社とし、ＫＫＰを株式交換完全子会社とする株式交換になります。本株式交換は、当社については平成25年６月26日開催予定の定時株主総会において、ＫＫＰについては平成25年６月26日開催予定の定時株主総会において、それぞれ本株式交換契約の承認を受けたうえで、平成25年８月１日を効力発生日として行われる予定です。

② 株式交換に係る割当ての内容

	株式会社グローベルス （株式交換完全親会社）	ＫＫＰ （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当ての内容	1	710.77
本株式交換により交付する株式数	普通株式：33,066,441株	

（注１） ＫＫＰの株式１株に対して、当社の株式710.77株を割当て交付します。

（注２） 本株式交換により発行する当社の新株式数：普通株式：32,199,403株

（当社は、その保有する自己株式867,038株を本株式交換による株式の割当てに充当します。）

なお、ＫＫＰは、本株式交換の効力発生日の前日までに、同社が所有している全ての自己株式（平成25年３月期末で498,906千円）（本株式交換に関して行使される会社法第785条第１項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する同社の自己株式を含みます。）を消却する予定であり、当該自己株式については当社の株式の割当ては行われない予定です。

（注３） 単元未満株式の取り扱い

本株式交換により、当社の単元未満株式（1,000株未満の株式）を所有することとなる株主の皆様は、取引所市場において単元未満株式を売却することができません。当社の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様においては、当社の株式に関する単元未満株式の買取制度又は単元未満株式の売渡制度をご利用いただくことができます。

（注４） １株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社の１株に満たない端数の交付を受けることとなるＫＫＰの株主においては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に１に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する当社の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付いたします。

③ 株式交換契約の内容

当社がＫＫＰとの間で、平成25年５月29日に締結した株式交換契約書の内容は、添付の「株式交換契約」の写しをご参照ください。

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

当社及びＫＫＰは本株式交換にあたって公正性・妥当性を期すために、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は株式会社クロスポイント・アドバイザーズ（以下「クロスポイント」といいます。）を、ＫＫＰは岡田公認会計士事務所（以下「岡田会計」といいます。）を第三者算定機関に選定いたしました。

クロスポイントは、上場会社である当社については、市場株価法（本株式交換に係る取締役会決議日前日を算定基準日として、短期的な変動要因を排除する為、東京証券取引所第２部市場の当社の普通株式の算定基準日から遡る１ヵ月間、３ヵ月間、６ヵ月間の終値の平均値を算定の基礎としております。）、類似会社比較法、ディスカウンテッド・キャッシュフロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）による算定を、ＫＫＰについては、上場類似会社の業績予想数値が得られない、もしくは、業績予想数値から算出されるマルチプルが異常値となってしまうことから類似会社比較法は採用せず、ＤＣＦ法に純資産法を加味し算定を行いました。

クロスポイントによる、当社の株式１株当たりの株式価値を１とした場合の各算定手法による株式交換比率の評価レンジは、以下のとおりとなります。

算定方法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価法	384.91～626.44
類似会社比較法	271.31～752.26
ＤＣＦ法	384.99～722.74

クロスポイントは、本株式交換比率の分析に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

岡田会計は、上場会社である当社については、市場株価平均法（本株式交換に係る取締役会決議日前日を算定基準日として、短期的な変動要因を排除する為、東京証券取引所第２部市場の当社普通株式の算定基準日から遡る１ヵ月間、３ヵ月間、６ヵ月間の終値の平均値を算定の基礎としております。）、類似会社比較法、ＤＣＦ法による算定を行いました。ＫＫＰについては、比較類似会社の業績予想数値から算出されるマルチプルが異常値となってしまうことから類似会社比較法は採用せず、ＤＣＦ法に純資産法を加味し算定を行いました。

岡田会計による、当社の株式１株当たりの株式価値を１とした場合の各算定手法による株式交換比率の評価レンジは、以下のとおりとなります。

算定方法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価法	761.65～1,235.24
類似会社比較法	784.39～1,259.46
ＤＣＦ法	710.19～1,070.55

岡田会計は、本株式交換比率の分析に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

両社取締役会は、上記の分析結果を参考として、慎重な検討・交渉・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うことといたしました。

両社取締役会は、本株式交換が企業価値の向上をもたらすものであると判断しており、また、両社の既存株主が受けるべき１株当たりの価値を向上するものであることから株主共同の利益に資するものと判断し、本株式交換を行うことを決議いたしました。

(5) 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるクロスポイントは、当社及びＫＫＰの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。ＫＫＰの第三者算定機関である岡田会計は、当社及びＫＫＰの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(6) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社グローベルス
本店の所在地	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番８号
代表者の氏名	代表取締役社長　カーティス・フリーズ
資本金の額	現時点では確定しておりません。
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	マンション分譲、不動産賃貸

株式交換契約書

株式会社グローベルス（以下「甲」という。）及び株式会社プロスペクト（以下「乙」という。）は、平成25年５月29日付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（株式交換）

１．本契約の定めるところに従い、甲及び乙は、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）第767条に定める株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

２．本株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 株式交換完全親会社（甲）
商号：株式会社グローベルス
住所：東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番８号

(2) 株式交換完全子会社（乙）
商号：株式会社プロスペクト
住所：東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番８号

第２条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

１．甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生じる時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（但し、甲を除く。以下、本条において同じ。）に対し、乙の普通株式に代わり、乙の株主が有する乙の普通株式の合計数に710.77を乗じた数の甲の普通株式を交付する。

２．甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対し、その有する乙の普通株式１株につき、甲の株式710.77株の割合をもって割り当てる。

３．本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対し交付しなければならない甲の普通株式の数に１株に満たない端数があるときは、甲は会社法第234条その他関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第３条（本株式交換に際して交付する新株予約権の内容及び数並びにその割当てに関する事項）

１．甲は、乙が平成23年２月14日に発行した乙の第４回新株予約権（内容は別紙１記載の通り。以下「第４回新株予約権」という。）について、本株式交換に際して、基準時の乙の第４回新株予約権にかかる新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者（以下「本割当対象新株予約権者」という。）に対し、乙の第４回新株予約権に代えて、その所有する乙の第４回新株予約権合計数に710.77を乗じた数の別紙２記載の甲の新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を新たに発行し交付する。

２．甲は、本株式交換に際して、本割当対象新株予約権者に対して、その所有する乙の第４回新株予約権１個につき、本新株予約権710.77個の割合をもって割り当てる。

３．本株式交換に際して、本割当対象新株予約権者に対し割当て交付される甲の本新株予約権に１個に満たない端数がある場合は切り捨てるものとする。

第４条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第５条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、平成25年８月１日とする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

第６条（株式交換契約承認株主総会）

１．甲は、平成25年６月26日に開催予定の甲の定時株主総会において、本契約の承認を求めるものとする。

２．乙は、平成25年６月26日に開催予定の乙の定時株主総会において、本契約の承認を求めるものとする。

３．本株式交換手続進行上の必要性その他の事由により、必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、前二項に定める各株主総会の開催日を変更することができる。

第７条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲及び乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第８条（第２回及び第３回新株予約権及び自己株式の消却）

１．乙は、自らが発行している乙の第２回新株予約権（平成16年３月24日発行）及び第３回新株予約権（平成18年９月29日発行）について、効力発生日の前日までに、適法かつ有効に、各新株予約権の新株予約権者から当該第２回新株予約権及び第３回新株予約権を全て取得した後、当該新株予約権を全て消却するものとする。

２．乙は、効力発生日の前日までに、乙が所有している全ての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第１項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する乙の自己株式を含む。）を適法かつ有効に消却するものとする。

第９条（本契約の解除）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙いずれかの財産状態若しくは経営状態又は権利義務に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ、又は明らかになった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議の上、本契約を解除することができる。

第10条（本株式交換の効力）

本株式交換の効力は、①甲の定時株主総会において乙との本株式交換が承認されること、②乙の定時株主総会において甲との本株式交換が承認されること、③乙が発行している第２回新株予約権及び第３回新株予約権について、本株式交換の効力発生日の前日までに、乙が、適法かつ有効に、各新株予約権の新株予約権者から当該新株予約権を全て取得すること、並びに④本株式交換の効力発生日の前日までに乙における自己株式の消却及び自己新株予約権の消却の効力が適法かつ有効に生じたことを条件として生じるものとする。

第11条（規定外事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に基づいて、甲及び乙が協議し合意の上これを定める。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成25年５月29日

（甲）東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番８号
株式会社グローベルス
代表取締役社長　カーティス・フリーズ

（乙）東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番８号
株式会社プロスペクト
代表取締役社長　依田 康

別紙１

株式会社プロスペクト第４回新株予約権の内容

１．会社の商号　　株式会社プロスペクト

２．募集新株予約権の総数　15,494個

３．募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、当社普通株式20,672個を新株予約権の目的となる株式数の上限とするが、付与株式数（以下に定義される。）が下記の通り調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は１株とする。

なお、当社が株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合等、上記の対象株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で対象株式数を調整することができる。

４．募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、１株当たり、金32,200円とする。

５．募集新株予約権を行使することができる期間

平成25年２月15日から平成33年１月26日まで

６．募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

平成22年６月29日開催の第10回定時株主総会の第１号議案に係る決議に基づき、取得した自己株式をストックオプションに対応するための代用自己株式として利用することを予定しているので資本金及び資本準備金は増加しない。

７．譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当会社取締役会の決議による承認を要するものとする。

８．募集新株予約権を行使した際に生ずる一株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

９．その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続はできないものとする。

(2) 新株予約権の質入れその他一切の処分はできないものとする。

(3) その他の権利行使の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

10. 募集新株予約権の払込金額

新株予約権の付与を受けた者は新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

11. 募集新株予約権を割り当てる日

平成23年２月14日

12. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社三井住友銀行日本橋支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店）

所在地　東京都中央区日本橋室町２－２－１

13. 発行可能株式総数

当会社の発行可能株式総数は、90,000株とする。

以 上

別紙２

株式会社グローベルス第１回新株予約権の内容

１．新株予約権の名称及び総数

株式会社グローベルス第１回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

当社と株式会社プロスペクトとの間で平成25年５月29日付で締結された株式交換契約に基づく株式交換（以下「本株式交換」という。）の効力が生じる直前の、株式会社プロスペクト第４回新株予約権（以下「承継前新株予約権」という。）にかかる新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者の所有する承継前新株予約権の合計数に710.77を乗じた数の本新株予約権を発行する。但し、割当て交付される当社の新株予約権に１個に満たない端数がある場合は切り捨てるものとする。

２．新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式は当社普通株式とし、本新株予約権１個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は１株とする。

なお、本株式交換の効力発生日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社普通株式の株主無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める範囲で付与株式数の調整を行う。なお、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。

３．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その本新株予約権１個当たりの行使に際して出資される価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

① 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

② 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使、株式交換による新株式の発行又は自己株式の処分の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{l}調整後\\転換価額\end{array}=\begin{array}{l}調整前\\転換価額\end{array}\times\frac{既発行株式数+\dfrac{新規発行株式数\times１株当たりの払込金額}{時価}}{既発行株式数+新規発行株式数}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、本新株予約権の割当日後に合併、会社分割、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、行使価額を適切に調整することができるものとする。

４．新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）

割当日から平成33年１月26日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

５．新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

② 各本新株予約権の１個当たりの一部行使はできない。

③ 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本新株予約権の相続はできないものとする。

④ 本新株予約権の買入れその他一切の処分はできないものとする。

⑤ その他の権利行使の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

６．新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

７．新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、会社法第273条の規定に従い当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

８．新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

９．組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、上記７．により本新株予約権を取得する場合を除き、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記３．に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権１個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑤ 新株予約権の行使期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記６．に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使の条件

上記５．に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得の条件

上記７．に準じて決定する。

10. 新株予約権の行使により生ずる１株に満たない端数の取扱い

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. 新株予約権の割当日

本株式交換の効力発生日とする。

12. 新株予約権証券を発行する場合の取扱い

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以 上